

エ 有資格コード一覧

◎ 特定の資格を有するもの

○ 一般の資格を有するもの（特定の資格を有するものは一般の資格も有する）

コード	資 格 区 分	実務経験 (資格取得後)
01	法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後3又は5年の実務経験）	
02	法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）	
03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）大臣認定者	
04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）大臣認定者	
建設業法		
11	一級 建設機械施工技士	
12	二級 建設機械施工技士（第1～6種）	
13	一級 土木施工管理技士（注1）	
14	二級 土木施工管理技士（土木）（注1）	
15	二級 土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	
16	二級 土木施工管理技士（薬液注入）	
20	一級 建築施工管理技士（注1）	
21	二級 建築施工管理技士（建築）（注1）	
22	二級 建築施工管理技士（躯体）（注1）	
23	二級 建築施工管理技士（仕上げ）	
27	一級 電気工事施工管理技士	
28	二級 電気工事施工管理技士	
29	一級 管工事施工管理技士	
30	二級 管工事施工管理技士	
31	一級 電気通信工事施工管理技士	
32	二級 電気通信工事施工管理技士	
33	一級 造園施工管理技士	
34	二級 造園施工管理技士	
建築士法		
37	一級 建築士	
38	二級 建築士	
39	木造 建築士	
技術士法		
41	建設・総合技術監理（建設）（注2）	
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）（注2）	
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）	
45	機械・総合技術監理（機械）	
46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）	
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）	
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	

コード	資 格 区 分	実務経験 (資格取得後)
電気工事士法・電気事業法		
55	第一種 電気工事士	
56	第二種 電気工事士	3年
58	電気主任技術者 (第1～3種)	5年
電気通信事業法		
59	電気通信主任技術者	5年
水道法		
65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法		
68	甲種消防設備士	
69	乙種消防設備士	
職業能力開発促進法		
71	建築大工 (1級) 建築大工 (2級)	3年※
64	型枠施工 (1級) 型枠施工 (2級)	3年※
72	左官 (1級) 左官 (2級)	3年※
57	とび・とび土工 (1級) とび・とび土工 (2級)	3年※
73	コンクリート圧送施工 (1級) コンクリート圧送施工 (2級)	3年※
66	ウェルポイント施工 (1級) ウェルポイント施工 (2級)	3年※
74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管 (1級) 冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管 (2級)	3年※
75	給排水衛生設備配管 (1級) 給排水衛生設備配管 (2級)	3年※
76	配管 (注3) ・配管工 (1級) 配管 (注3) ・配管工 (2級)	3年※
70	建築板金「ダクト板金作業」 (1級) 建築板金「ダクト板金作業」 (2級)	3年※
77	タイル張り・タイル張り工 (1級) タイル張り・タイル張り工 (2級)	3年※
78	築炉・築炉工 (1級) ・れんが積み 築炉・築炉工 (2級)	3年※
79	ブロック建築・ブロック建築工 (1級) ・コンクリート積みブロック施工 ブロック建築・ブロック建築工 (2級)	3年※
80	石工・石材施工・石積み (1級) 石工・石材施工・石積み (2級)	3年※
81	鉄工 (注4) ・製罐 (1級) 鉄工 (注4) ・製罐 (2級)	3年※
82	鉄筋施工 (鉄筋組立て作業) (1級) + 鉄筋施工 (鉄筋施工図作成作業) (1級) (注5) 鉄筋施工 (鉄筋組立て作業) + 鉄筋施工 (鉄筋施工図作成作業) (上記を除く) (注5)	3年※
83	工場板金 (1級) 工場板金 (2級)	3年※
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」 (1級) (注6) 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」 (2級) (注6)	3年※
85	板金・板金工・打ち出し板金 (1級) 板金・板金工・打ち出し板金 (2級)	3年※
86	かわらぶき・スレート施工 (1級) かわらぶき・スレート施工 (2級)	3年※
87	ガラス施工 (1級) ガラス施工 (2級)	3年※
88	塗装 (注7) ・木工塗装・木工塗装工 (1級) 塗装 (注7) ・木工塗装・木工塗装工 (2級)	3年※
89	建築塗装・建築塗装工 (1級) 建築塗装・建築塗装工 (2級)	3年※
90	金属塗装・金属塗装工 (1級) 金属塗装・金属塗装工 (2級)	3年※
91	噴霧塗装 (1級) 噴霧塗装 (2級)	3年※
67	路面標示施工	

コード	資格区分	実務経験 (資格取得後)
92	畳製作・畳工（1級）	3年※
	畳製作・畳工（2級）	
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	3年※
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	
94	熱絶縁施工（1級）	3年※
	熱絶縁施工（2級）	
95	建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）	3年※
	建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	
96	造園（1級）	3年※
	造園（2級）	
97	防水施工（1級）	3年※
	防水施工（2級）	
98	さく井（1級）	3年※
	さく井（2級）	
民間資格		
61	地すべり防止工事	1年
40	基礎ぐい工事	
62	建築設備士	1年
63	計装	1年
60	解体工事	
36	基幹技能者	
99	その他 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当	

（注1）解体工事について、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上（合格後）又は登録解体工事講習（H28.6.1以降に実施）の受講が必要です。

（注2）解体工事について、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

（注3）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注4）鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注5）鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注6）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注7）塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

（注8）木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

建設業の種類

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
																		○												
																		○												
																				○										
																								○						
																		○												
																								○						
				○																				○						
			○																											
								○	○																					
								○	○																					○

<その他の注意事項>

- 1 「土・建・電・管・鋼・舗・園」は指定建設業ですので、特定建設業の専任技術者は原則として◎の資格が必要です。
- 2 実務経験の欄に○年と記載されている資格は、免状等交付後に該当工事に関し、当該年数以上の実務経験が必要です。
申請の際は免状等の写しに「様式第9号実務経験証明書（免状等交付後に必要な実務経験の年数を証明しているもの）」を添付して提出してください。
- 3 「コード99（その他）」に、コード番号61、62、63以外の民間資格は含まれません。ご注意ください。
- 4 ※印の「実務経験」については平成15年度以前は1年が必要です。